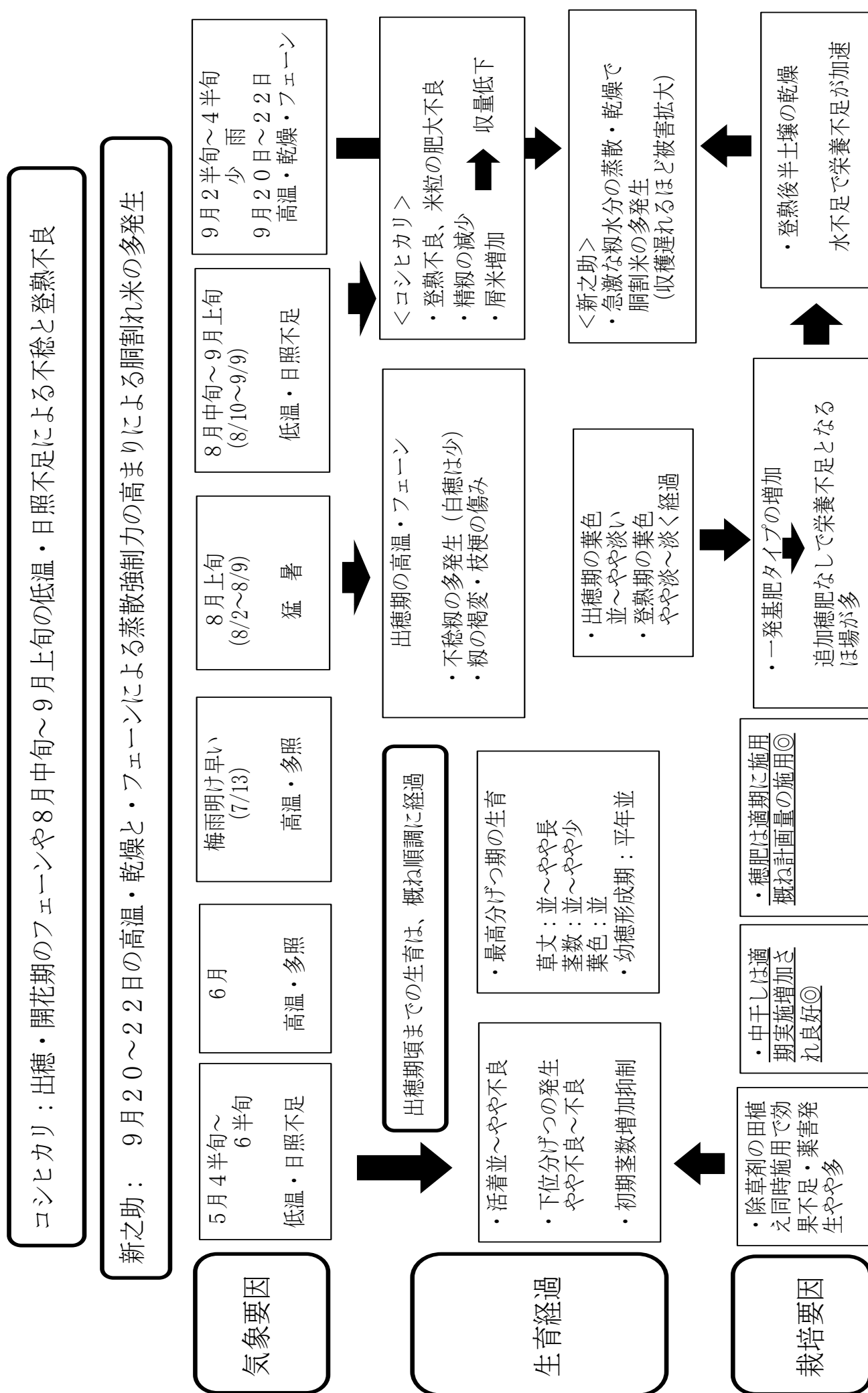


令和3年産米のコシヒカリ収量低下要因と新之助品質低下要因



収入保険があなたの農業経営をサポートします!



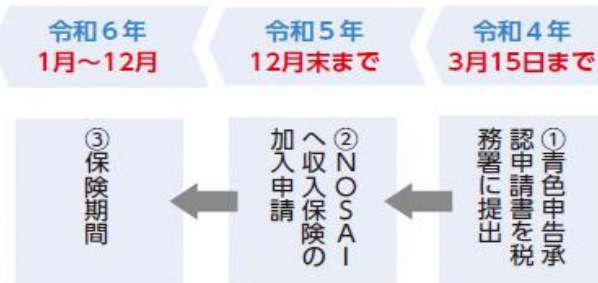
収入保険のポイント

- **全ての農産物**を対象に、**自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少**を補償。
- 加入申請時に青色申告実績が1年分であれば、農業者ごとに**基準収入の80%※)を下回った場合に、差額の9割を上限**に補填。
(例えば、基準収入が500万円の方の収入がゼロになった場合でも、最大360万円まで補填)
※ 加入申請時の青色申告実績の保有年数が、**2年分の場合は85%、3年分の場合は88%、4年分の場合は90%**と、**段階的に引き上げ**られます。
- 保険料等の**50%**、積立金の**75%**を国庫補助。
(上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は2.1万円。積立金(掛け捨てではない)は11.3万円で、補填に使われなければ、翌年に持ち越すので、2年目の負担は軽くなる)
- 保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**で対応。
- ⚠ **令和2年の収入保険から、安い保険料で加入できるタイプ**を準備。
(例えば、基準収入が500万円の方が、基準収入の50%を補償の下限として選択した場合、保険料は**約2割安い**(2.1万円 → 1.7万円。補填は最大135万円)

※ 保険料は、令和4年1月からの保険料率を適用した額。
※ 令和4年収入保険から、インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。(インターネット申請：新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き／自動継続特約：継続加入者1,000円引き)

これから青色申告を始める皆様へ!

令和6年から収入保険に加入するには



(注) 個人の場合。法人は事業年度開始月によって異なります

収入保険は青色申告を行っている農業者を加入対象としています。

青色申告をしていない方が、税務署に承認され令和4年から青色申告を始めた場合は、令和5年に加入申請が可能です。

その場合は、令和6年から収入保険に加入できます。

お問い合わせ:新潟県農業共済組合 下越支所 TEL:0254-33-3901